

## IFRIC 第 14 号を改訂する公開草案へのコメント対応案

### 1. 公開草案の概要

IASB<sup>1</sup>は 2009 年 5 月 18 日に、IFRIC 第 14 号「IAS 第 19 号 - 給付建資産の制限、最低積立要件及びそれらの相互関係」を改訂する公開草案（以下「ED」という。）を公表した。コメント期限は 2009 年 7 月 27 日までである。

本 ED は、IFRIC 第 14 号の文言（第 22 項）どおりに処理をすると、将来勤務に係る最低積立要件が存在する場合に制度に対して前払いをしたとき、当該前払いが資産とされずに費用として処理されてしまうという、IFRIC 第 14 号の公表時点では意図していなかった不都合を回避するための修正である（詳細は仮訳を参照）。

### 2. 検討された事項と IASB の考え方（IASB1 月会議 AP10 を参考に作成）

IASB の 2009 年 1 月会議では、今回の ED で提案されている方法を含め、3 つの見解が検討された。以下に示した本 ED の設例 4 に基づいて、各見解の概要を紹介する。

IE22 企業は制度 D に対して、最低積立要件に従って算定された不足を解消するよう、資金の拠出を求められる。企業は、最低積立要件に従って算定された各期間の勤務費用をカバーする、最低積立要件拠出金の支払いを求められる。

IE23 制度 D はいかなる状況においても返還できないが、将来の拠出金の減額には利用できる積立超過 CU35 を有している。未認識の金額は存在しない。このサンプルでは、割引率と資産に係る期待収益は 0 パーセントであると仮定する。

IE24 将来の勤務をカバーするために必要な最低拠出金は次年度以降の 5 年間について、毎年 CU15 である。予想勤務費用は毎年 CU10 である。簡素化のため、このサンプルでは制度は 5 年後には継続しないものと仮定する（ASBJ 注：終了するということ）。

IE25 企業は、20X1 年と 20X2 年に対して CU30 の前払いを行う。これにより積立超過は 20X1 年の期首において CU65 に増加する。この前払いは、翌年以降の 2 年間に行われると予想される将来の拠出を次のように減額する。

年	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
勤務のチャージ	10	10	10	10	10
最低積立要件拠出金/CU	0	0	15	15	15

<sup>1</sup> IFRIC 第 14 号の改訂であるが、IFRIC ではなく IASB が公表している。

**規定の適用**

IE26 IFRIC 第 14 号第 20 項に従って、企業は次のものを含む資産を認識する。

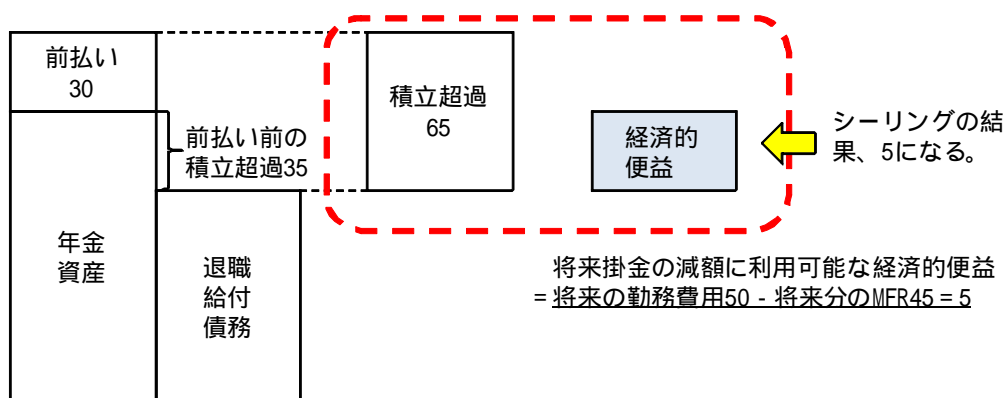
- (a) CU30、最低積立要件拠出金の前払額。
- (b) CU0、IE23 に記載された CU35 の積立超過のいかなる部分も認識されない。なぜなら、前払いがなかった場合、**将来勤務に対して求められたであろう見積最低積立要件拠出金 ( CU75 )** は、将来の見積勤務費用 ( CU50 ) を超えることになるからである。

IE27 よって、企業は回収可能な資産 CU30 を認識する。

なお、上記設例のうち「最低積立要件拠出金」は「将来の勤務に関する最低積立要件」に相当するもの ( 資料 2 参照 ) である点に注意が必要である。このことはまた、20X3 年の拠出 15 は、同年の勤務に対応するものであり、20X1 年時点での債務ではないことも意味する。また、このうち 5 は、将来の勤務費用を超える部分であり、最後まで勤務費用 ( CU10 × 5 年 = CU50 ) を超える支払い ( CU15 × 5 年 = CU75 ) が続くことを踏まえると、翌年度以降においても将来掛金の減額の効果を有しないものと考えられる。

(1) 見解 A : 現在の IFRIC 第 14 号のままでよい

IFRIC 第 14 号第 22 項では、回収可能な超過額 ( 利用可能な経済的便益 ) は将来の勤務費用が将来の最低積立要件拠出金を上回る額だと規定している ( ここが今回の問題の所在 )。この場合、上記の例に当てはめると、利用可能な経済的便益は、将来の勤務費用 50 ( 10 × 5 年 ) - 将来の最低積立要件拠出金 45 ( 15 × 3 年 ) = 5 となる。



IASB スタッフは、この見解は IAS 第 36 号の減損の考え方と整合するものの、将来に何らかの便益 ( 勤務費用 ) を受けられることが明らかであるにも関わらず、資産を認識しない結果となり、疑問が生じると指摘している。また、この考え方は、将来の勤務に対する最低積立要件拠出金からは現在債務が生じないという IFRIC 第 14 号の

基礎となる考え方と整合しないものであるという指摘もしている<sup>2</sup>。

(2) 見解 B：前払いの一部のみを資産計上する

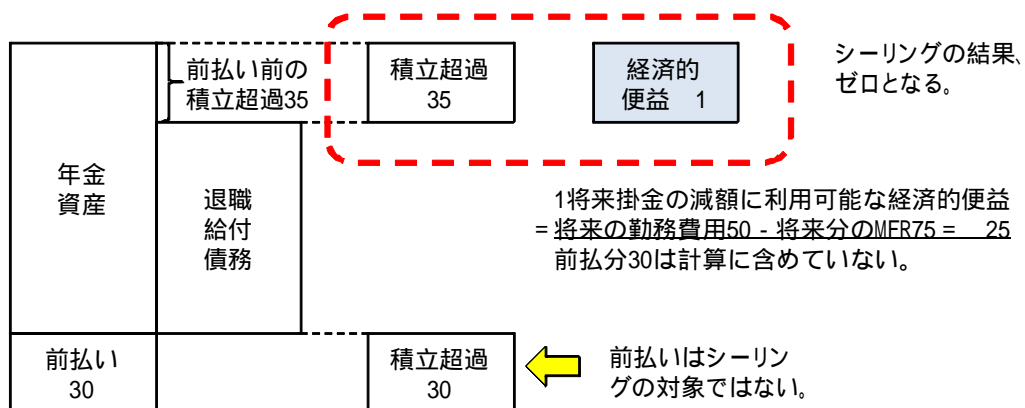
この見解は、IASB1 月会議のペーパーの中で、IASB スタッフによって推奨されていたものである。

前払いによる拠出は、20X1 年と 20X2 年の勤務費用 20(10 + 10)をカバーするため、この部分は回収可能であって経済的便益を有するため、資産計上できる。一方で、20X3 年以降の部分については、それ以降に支払われる最低積立要件拠出金が勤務費用を上回るため、経済的便益はないものとする。したがって、前払い 30 のうち、経済的便益を有しない 10 については減損のような考え方で費用処理されると考えられる。

(3) 見解 C：前払いの全額を資産計上する

この見解は、IASB1 月会議において、最終的にボード・メンバーによって支持されたものである。

前払いによる拠出は、将来の勤務費用の軽減ではなく、最低積立要件拠出金の将来の支払いを軽減するという経済的便益を有するため、全額を資産計上できる。この考え方は、当該前払いはアセット・シーリングの対象にならないと構成しているといえるが、その理由としては、この前払いは将来の勤務に対する最低積立要件であって、制限の対象となる過去の勤務に対する最低積立要件ではないという点もあるものと考えられる。



以下に、各見解に従った場合の損益項目、B/S 項目の増減を示す。また、仮に前払いを行わなかった場合のものについても示す。なお、これらは ASBJ スタッフの見解によるもので

<sup>2</sup> ASBJ スタッフ注：これを現在債務と考えるならば、経済的便益が 5 にまで制限されるという理解に立ち得る（見解 A）。しかし、IFRIC 第 14 号は将来の勤務に係る最低積立要件からは現在債務は生じないとしており、この点で見解 A に問題があると考えているものと思われる。

あり、IASB スタッフによるものではない。

見解 A によった場合

	20X0	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
現預金の増減	30	-	-	15	15	15
前払による資産の増減	5	5	-	-	-	-
勤務費用	-	10	10	10	10	10
損失（は利得）	25	5	10	5	5	5

見解 B によった場合

	20X0	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
現預金の増減	30	-	-	15	15	15
前払による資産の増減	20	10	10	-	-	-
勤務費用	-	10	10	10	10	10
損 失	10	-	-	5	5	5

見解 C によった場合

	20X0	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
現預金の増減	30	-	-	15	15	15
前払による資産の増減	30	15	15	-	-	-
勤務費用	-	10	10	10	10	10
損 失	-	5	5	5	5	5

（参考）仮に前払いをしなかった場合

	20X0	20X1	20X2	20X3	20X4	20X5
現預金の増減	-	15	15	15	15	15
前払による資産の増減	-	-	-	-	-	-
勤務費用	-	10	10	10	10	10
損 失	-	5	5	5	5	5

IASB の 1 月会議では、IASB スタッフが見解 C に対する批判として、経済的便益は、勤務費用に対する拠出金部分だけを軽減するものであり、それ以外を含めた最低積立要件拠出金の全体ではないというのが IFRIC 第 14 号の考え方であるとし、また、仮に企業が 20X1 年末に制度を終了すれば、超過分（勤務費用 10 を上回る 5）の支払いは避けられるのであり、それを経済的便益ととらえるべきではないとした上で、見解 B を推奨した。

しかし、ボードは将来生じることになる債務を軽減させる効果が経済的便益であり、資産として認識すべき（見解 C を採用すべき）と結論づけた<sup>3</sup>（ED 結論の背景 BC8 項）。

### 3. 我が国との関連

我が国では、年金基金等に対して前払いを行うことは基本的には想定されておらず、該当する事象は、原則としてないとも考えられる。

### 4. コメント対応案

ED で提案された考え方は妥当なものであると考えられ、かつ、前掲 3. で検討したように我が国との関連を踏まえても基本的には問題になることはないと考えられることから、特にコメントを行わないことでどうか。

### 5. 参考

なお、公開草案第 20 項(a)の文言は、必ずしも正確ではないとも考えられる。

第 20 項(a)は、**将来勤務**に係る MFR 拠出金を想定し、これについてはアセット・シーリングの対象にしないということを意図していると考えられる。しかし、例えば、過去勤務に係る MFR 拠出金が数年にわたって支払いを求められることも考えられ、この場合には過去勤務に係る MFR 拠出金を前払いすることもあり得ないわけではない。この場合でも、過去勤務に係る MFR 拠出金の前払いは当然にアセット・シーリングの対象となるべきものであり、前払いをしたからといって全額を資産としてよいわけではないと考えられる。

それにも関わらず、第 20 項(a)は、こうした過去分の MFR 拠出金を排除していないようにも読め、あいまいな定めになっているのではないか。

ただし、そのように考える場合でも、ドラフティングの問題であり、ASBJ スタッフから IASB スタッフに簡単に inform することでどうか。

IFRIC 第 14 号の改定公開草案（抜粋）

20 給付の将来発生額の勤務に関する掛金の最低積立要件がある場合には、企業は、次のものを包含するよう、資産を認識しなければならない。

(a) 最低積立要件拠出金の前払額。例えば、支払いを求められる前に企業が支払った最低積立要件拠出金の金額であり、将来の最低積立要件拠出金を減額する権利を企業に与えるもの。及び、

(b) 将来の掛金の減額に利用可能な経済的便益の金額。を、下記の(a)から(b)を控

<sup>3</sup> 14 名のボード・メンバーのうち、13 名が見解 C を支持し、1 名が見解 B を支持した。

~~除したいずれか低い額の現在価値として算定されたもの。しなければならない。~~

(i) (a)の前払いを除く、制度の積立超過額、及び

(a)(ii) 第 16 項及び第 17 項に従った各期間年の見積将来勤務費用から(b)、  
(a)に記載した当該拠出金の前払いがないとした場合に当該年期間において給付の将来の勤務発生額に対して要求されるであろうている見積最低積立掛金を差し引いたもの。

以 上